

環境センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル

募集要項

令和7年5月

北薩広域行政事務組合

北薩広域行政事務組合（以下「本組合」という。）は、環境センターの運転管理業務について委託することとし、その受注業者を選定するにあたり、下記のとおり公募型プロポーザルを実施する。

記

1 業務委託の名称

環境センター運転管理業務委託

2 業務の目的

北薩広域行政事務組合環境センターの運転管理業務（以下「本業務」という。）を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

3 公募型プロポーザルにより受注者を選定する理由

本業務の遂行にあたっては、ごみ処理施設及び最終処分場に関する幅広い知識及び専門能力を有することが必要である。

そこで、本業務の受注者を選定するに当たり、価格のみによる競争では目的を達成できないおそれがあることから、企画力、技術力、専門性及び実績等を有した者を選定することができる公募型プロポーザルを採用するものである。

4 事務局

北薩広域行政事務組合 総務課 施設整備係

〒899-0501 出水市野田町上名7918番地1

TEL 0996-68-8856 FAX 0996-68-8754

メールアドレス seibi@hokusatukouiki.jp

5 業務の概要

(1) 施設の概要

施設名称 環境センター

所在地 鹿児島県出水市野田町上名7918番地1

主要施設 ごみ処理施設・最終処分場

(2) 業務の内容

本業務は、施設の運転管理、清掃、点検・記録及び敷地内外の環境整備等を行うものとする。

なお、詳細については、別途発注仕様書で示すものとする。

6 業務履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5か年契約）

7 委託料上限額

各年度委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）は、下表のとおりとする。

年度	委託料上限額 (消費税及び地方消費税額を含む)
令和8年度から令和12年度まで	199,000千円／年度

8 最低制限価格 無

9 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、本業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は2若しくは3者の企業によって構成される共同企業体（以下「応募共同企業体」という。）とする。また、応募者は、応募企業又は応募共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）が本業務を遂行する上で果たす役割等を明らかにするものとする。

イ 応募共同企業体は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うものとする。

ウ 応募企業又は応募共同企業体の構成員は、九州圏内（鹿児島県、熊本県、宮崎県、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県）に本業務に係る契約を締結できる本店、支店又は営業所を有していること。

エ 応募共同企業体の構成員の変更及び追加並びに削減は認めない。

オ 応募共同企業体の構成員は、他の応募共同企業体の構成員となることはできない。

なお、応募共同企業体の構成員は、単体企業として本業務に応募することはできない。

カ 応募共同企業体による応募の場合は、委託業務共同企業体協定書（別紙見本による。）を参加表明書と同時に提出すること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募企業又は応募共同企業体の構成員は、次の要件を全て満たさなければならない。ただし、カの要件は、応募共同企業体にあつては、構成員のいずれかが運転管理実績を有していること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 公告の日から契約締結の日までの間に、本組合物品調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成25年告示第12号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 応募企業又は応募共同企業体の構成員は、本組合の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条の暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

カ 一般廃棄物処理施設において、知識や技術力のほか運転保守管理に関するノウハウを有し、次の2施設において3年以上継続して運転管理業務の実績があること。ただし、国、地方公共団体等が発注し、平成27年4月1日以降に完了又は現在履行中の業務実績に限る。

なお、共同企業体での実績は当該共同企業体の代表企業としての実績に限るものとする。

(ア) ボイラー・タービン付ごみ処理施設

(イ) 最終処分場

(3) 有資格者の配置

本業務を適正かつ円滑に運営するため、別に定める発注仕様書に記載の実務経験及び資格を有する者を、必ず配置すること。ただし、同一人が複数の資格を兼ねて良いものとする。

(4) 資格確認基準日等

ア 応募資格審査の資格確認基準日は、参加表明書の提出日とする。

イ 資格確認基準日から契約締結までに、応募企業又は応募共同企業体の構成員が資格要件を欠くような事態が生じた場合は、当該応募企業又は応募共同企業体は失格とする。

ウ 配置予定従事者は、資格確認基準日において参加表明書【様式1】に記載された応募企業又は応募共同企業体を構成する企業の従業員でなければならない。

10 プロポーザル審査委員会

プロポーザル審査は、別に定める「運転管理業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。

なお、審査委員会の委員については、審査における公平性及び透明性を確保するため、プロポーザル審査終了後に公表するものとする。

11 失格要件

次の要件にひとつでも該当する場合には失格とする。

- (1) 「9の応募者の参加資格要件等」の要件を満たさない又は満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提出書類（添付書類含む。）が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査委員会の委員、事務局又はその他関係者にプロポーザルに対する助言を求めることや直接、間接を問わず不正な接触を行った場合
- (5) 見積額に消費税及び地方消費税相当分の額を含めた額が、「7の委託料上限額」に記載の額を超えている場合
- (6) 運転管理業務委託内訳書に記載された合計金額が、見積書に記載された金額と異なる場合
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- (8) その他本募集要項に違反するなど審査委員会が不適切と認めた場合

12 スケジュール（予定）

(1) 公告	令和7年 5月28日（水）
(2) 応募申請及び募集要項等に係る質問書の受付開始	令和7年 5月28日（水）
(3) 応募申請及び募集要項等に係る質問書の提出期限	令和7年 6月12日（木）
(4) 応募申請及び募集要項等に係る質問書の回答期限	令和7年 6月19日（木）
(5) 参加表明書提出期限	令和7年 6月27日（金）
(6) 参加資格審査結果通知	令和7年 7月11日（金）
(7) 技術提案書提出期限	令和7年 7月31日（木）
(8) プレゼンテーション及びヒアリング実施日	令和7年 8月下旬
(9) 審査結果通知	令和7年 9月上旬
(10) 契約締結日	令和7年11月下旬
(11) 業務引継ぎ期間	令和8年 2月 2日（月）から 令和8年 3月31日（火）まで
(12) 業務履行開始	令和8年 4月 1日（水）

13 募集要項等の交付期間及び交付方法

本業務のプロポーザルに参加するために必要な書類については、次のとおり交付する。

- (1) 交付書類
 - ア 環境センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項
 - イ 環境センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル発注仕様書
 - ウ 環境センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明書様式集
 - エ 環境センター運転管理業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書様式集
 - オ 委託業務共同企業体協定書（見本）
- (2) 交付期間 令和7年5月28日（水）から令和7年6月27日（金）まで
- (3) 交付方法
本組合ホームページ（[http:// hokusatukouiki. jp/](http://hokusatukouiki.jp/)）からダウンロード

14 参加表明書等の提出手続

本募集要項等に基づき、参加表明書等（本項第3号の提出書類をいう。以下同じ。）については次により提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時まで
※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所及び方法
 - ア 4の事務局に同じ
 - イ 持参又は郵送（簡易書留に限る。）
持参する場合には、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに4の事務局へ電話連絡すること。

なお、郵送の場合は提出期限内に4の事務局へ必着のこと。

ウ 事務局にて提出書類の受領確認後、参加表明書受付票を交付する。

(3) 提出書類

参加表明書様式集のうち、次のアからオの書類については、正本を1部、写しを6部、カからクについては正本1部提出すること。また、提出書類をPDFにして保存した電子媒体（USBメモリ）を1部提出すること。

ア 参加表明書【様式1】

イ 応募者の状況 応募企業用【様式2-1】【様式2-ア】【様式2-3】

応募共同企業体用【様式2-2】【様式2-ア】【様式2-3】

ウ 応募者の業務実績【様式3-1】【様式3-2】

エ 配置予定従事者【様式4】【様式5】【様式6】【様式7】【様式8】【様式9】

オ その他、各様式に付帯する添付書類

カ 誓約書【様式10】【様式10別紙】（本募集要項第24項第1号に該当する場合）

キ 委託業務共同企業体協定書（応募共同企業体による場合）

ク 登記簿謄本の原本又は写し（発行日から3か月以内のもの）

（応募共同企業体による場合は、全ての構成員分を提出すること。）

(4) 参加表明書等の作成及び提出上の注意事項

ア 上記(3)による参加表明書等を提出した者は、本募集要項の記載内容に同意したものとみなすものとする。

イ 提出する書類は、上記(3)の様式（日本工業規格A4）により、片綴じ、横書き、片面印刷とする。
なお、綴じ方については、形式は定めないものとする。

ウ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

15 施設見学

(1) 施設見学の申込み

施設の見学を希望する者は、交付書類の施設見学申込書を提出すること。ただし、参加者は5人以内、見学時間は120分間以内とし、本組合の指示に従い行動すること。

なお、施設見学の際には、本プロポーザルに関する質問は一切受け付けない。

ア 受付期間 令和7年5月29日（木）から令和7年6月5日（木）午後5時まで

イ 提出方法 施設見学申込書【様式11-2】を電子メールにより、事務局のメールアドレスに添付ファイルとして提出すること。

なお、本組合から電子メールにより令和7年6月6日（金）までに見学日時（令和7年6月9日（月）から令和7年6月11日（水）までを予定）の通知を行うので、見学日時の通知が届かない場合は、4の事務局まで連絡すること。

(2) その他

ア 施設見学の際は、保護具（ヘルメット、防塵マスク等）を各自準備すること。

イ 資料閲覧については、行わないものとする。

16 参加資格審査

(1) 提出された参加表明書等により企業力及び業務管理体制等を評価し、技術提案書の提出、プレゼンテーション及びヒアリングの参加を要請する者を選定する。

(2) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の結果は、令和7年7月11日（金）を目途に、参加表明書等を提出した全ての応募企業（応募共同企業体については代表企業）の代表者に対し、郵送にて書面で通知するものとする。

なお、結果通知等は、原則郵送にて行うものとするが、期間的状況を考慮し、郵送と併せ、電子メールにて行うので、受領の際は、担当者によって確認し、受領した旨の返信を電子メールにて行なうこと。

(3) 非選定理由

参加資格審査における非選定理由については、説明を求めることができるものとし、説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面で提出するものとする。

なお、回答は速やかに郵送で行うものとする。

17 技術提案書の提出手続

参加資格審査により選定された者を対象とした技術提案書の提出を求められた者は、次により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年7月31日（木）午後5時まで

※ 受付時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所及び方法

ア 4の事務局に同じ

イ 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

持参する場合には、提出する日の前日（前日が閉庁日に当たる場合は、その直前の開庁日）の午後5時までに4の事務局へ電話連絡すること。

なお、郵送の場合は提出期限内に4の事務局へ必着のこと。

ウ 事務局にて提出書類の受領確認後、技術提案書受付表を交付する。

(3) 提出書類

技術提案書様式集のうち、次のアからクの書類については、正本を1部、写しを6部提出し、ケ及びコについては、単年度分の額を記載した正本を1部提出すること。また、提出書類アからクをPDFにして保存した電子媒体（USB等）を1部提出すること。

ア 技術提案申請書【様式12】

イ 運転管理の方針【様式13】

ウ 運転管理体制【様式14】

エ 業務の実施方法【様式15】【様式16】【様式17】

オ 業務遂行における創意工夫【様式18】

カ リスク管理【様式19】

キ ランニングコストの低減【様式20】

ク 地元貢献策【様式21】

ケ 見積書【様式22-1】※ 単年度の見積額を記載すること。各年度の見積額は同額となる。

コ 見積内訳書【様式22-2】※ 単年度の見積額を記載すること。各年度の見積額は同額となる。

(4) 技術提案書の作成要領

ア 提出する書類は、日本工業規格A4版及びA3版により、片綴じ、横書き、片面印刷とする。

イ 技術提案書の体裁及び表現方法は自由形式とするが、文字は読みやすいように10ポイント以上の文字を使用すること。

なお、図表中の文字についてはこの限りではないが、読みやすいように配慮すること。

※ 応募者独自の様式は不可とする。

ウ 技術提案書については、企業が特定できる社名やロゴ等は記入しないこと。

エ 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図（着色、彩色可）は使用しても構わないものとする。

オ 見積書【様式22-1】及び見積内訳書【様式22-2】は封筒に入れ、封筒に業務名及び応募者名を記入し、封印・封かん（封の糊付け）し提出すること。

カ 提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

キ 提出後、技術提案書の再提出、差替え及び修正は一切認めない。

18 質問書の提出手続き等

応募申請及び募集要項等に質問がある場合は、「質問書【様式11-1】」で作成し、次により質問書を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月12日（木）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより4事務局のメールアドレスへ添付ファイルとして提出すること。

なお、電子メール以外での質問には回答しない。

(3) 回答期限

令和7年6月19日（木）午後5時

随時回答するが、最終回答期限を示すものである。

(4) 回答方法

北薩広域行政事務組合ホームページ（<http://hokusatukouiki.jp/>）に掲載

19 審査の方法

提出された技術提案書等について、書類審査並びにプレゼンテーション及びヒアリングを行い評価し、参加資格審査及び価格の評価点を加算して、最優秀者及び次点者を選考する。

(1) 審査基準

ア 参加表明書（各評価点は、小数点第2位までとする。）

項 目		評価の着目点	配 点
企業力 (20 点)	ボイラー・タービン付ごみ処理 施設運転実績	運転実績に応じて評価する。 ※運転実績を満たさない場合は失格となる。	1 5
	最終処分場運転実績	運転実績に応じて評価する。 ※運転実績を満たさない場合は失格となる。	5
業務管理体制等 (30 点)	配置予定従事者の経歴	総括責任者の取得資格に応じて評価する。 (発注仕様書第 11 条に定める資格のとおり。)	5
		総括責任者の実績に応じて評価する。 ※実績を満たさない場合は失格となる。	1 0
		ごみ処理施設技術責任者の取得資格に応じて評価する。 (発注仕様書第 11 条に定める資格のとおり。)	5
		ごみ処理施設技術責任者の実績に応じて評価する。 ※実績を満たさない場合は失格となる。	5
		最終処分場技術責任者の取得資格に応じて評価する。 (発注仕様書第 11 条に定める資格のとおり。)	2. 5
		最終処分場技術責任者の実績に応じて評価する。 ※実績を満たさない場合は失格となる。	2. 5
小計①			5 0

イ 技術提案書（各評価点は、小数点第2位までとする。）

項 目			評価の着目点	配 点
技術提案書 (130 点)	運転管理の方針		業務遂行にあたっての基本的な考え方や課題の 整理方法における適格性を評価する。	1 5
	運転管理体制		本業務委託に係る人員配置を総合的に評価す る。	1 5
	業務 の 実 施 方 法	運転管理業務	技術提案書について、適格性（発注仕様書との整 合性が取れているか等）、信頼性（施設の安全性 や機能の安定性）、実現性（具体的かつ妥当性な 提案であるか等）を考慮して項目ごとに総合的 に評価する。	1 5
		維持管理業務		1 5
		労務管理		1 0
	業務遂行における創意工夫		業務を実施するうえでの創意工夫や提案事項に おける独創性を評価する。	1 5
	リスク管理		業務を実施するうえでのリスク管理に係る考え 方、対応を評価する。	1 5
	ランニングコストの低減		ランニングコストの低減につながる、維持管理 について評価する。	1 5

	地元貢献策	地元雇用、地域貢献等についての考え方を評価する。	15
小計②			130

ウ 価格評価点（価格評価点は、小数点第2位までとする。）

項 目	算出方法	配 点
価格評価 (20 点)	$20 \text{ 点} - \{(\text{見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{基準価格}\}$ ※委託料上限額を上回る場合は失格とする。 ※価格は全て消費税及び地方消費税額を含む。 ※基準価格は委託料上限額の1%とする。	20
小計③		20

合計 (①+②+③)		200
------------	--	-----

- (2) プレゼンテーション及びヒアリング実施日
令和7年8月下旬を予定

- (3) 出席者

プレゼンテーションの参加者は5名以内とし、配置予定の総括責任者、ごみ処理施設及び最終処分場技術責任者は必ず出席すること。

なお、代理者の出席は、原則として認めない。

- (4) プレゼンテーション等

ア 技術提案書の説明（20分以内 準備及び自己紹介に要する時間は含まない。）

プレゼンテーションに際しては、提出した技術提案書（審査委員会の委員の技術提案書は、あらかじめ事務局にて配布する。）の内容についてパワーポイントで説明を行うものとする。プロジェクター、スクリーン及び延長コードは本組合が準備する。

なお、プレゼンテーションは、時間になったら途中でも打ち切るものとする。

イ ヒアリング（20分程度）

プレゼンテーション終了後、技術提案書等について、審査委員会の委員から質問を行う。

なお、質問内容によってはヒアリング時間を延長する場合がある。

ウ その他

プレゼンテーションにおいては、制限時間を知らせるために、タイムカウンターを設置する。

- (5) プレゼンテーション及びヒアリングの留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、企業名は○社（アルファベット表記）として表記するので、応募者名がわかるような発言及び表現等を行った場合は失格とする場合がある。

イ プレゼンテーションにおいて、あらかじめ提出した技術提案書以外の資料及び模型等は使用しないものとする。

ウ 会場、日時、実施方法の詳細については、参加資格審査により選定された者に対し、本組合から参加資格審査結果とあわせて通知する。

(6) 結果の公表・通知

本プロポーザル審査の結果は、本組合ホームページで公表するほか、技術提案書を提出した全ての応募企業（応募共同企業体については代表企業）の代表者に対し、郵送にて書面で通知するものとする。

なお、審査結果及び通知等は、原則郵送にて行うものとするが、期間的状況を考慮し、郵送と併せ、電子メールにて行うので、受領の際は、担当者によって確認し、受領した旨の返信を電子メールにて行なうこと。

結果の公表・通知は、令和7年9月上旬を予定する。

(7) 非選定理由

非選定の理由については、説明を求めることができるものとし、説明を求める場合は、通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に書面で提出するものとする。

なお、回答は速やかに郵送で行うものとする。

20 費用の負担

参加表明書等及び技術提案書（以下、「提出書類等」という。）の作成に係る費用はプロポーザル参加者の負担とし、参加報酬等は支払わない。

21 契約の締結

本プロポーザルにおいて、最優秀者として選定された者を相手方として、契約交渉を行うものとする。ただし、最優秀者として選定された者が指名停止等により資格を失ったとき、又は協議が整わなかったときは、次点者を相手方として契約交渉を行う。

22 引継ぎ・運転教育

本業務を円滑に行うために、引継期間内（令和8年2月2日から令和8年3月31日まで）に現受注業者から引継ぎを受けること。なお、引継ぎ及び運転教育に係る費用は、受注者の負担とする。

23 保険等について

- (1) 本組合は、災害等に備えて、本組合施設の災害等による損害を担保する目的で、次の保険に加入している。
 - ・ 公益社団法人 全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済
- (2) 受注者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は受注者に対して損害賠償請求権を有する。
- (3) 受注者は、本業務履行開始までに第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

24 その他

- (1) 本業務に従事する者は、全て阿久根市、出水市及び長島町に居住する者を配置すること。ただし、本業務開始日（令和8年4月1日）までに居住できる者も認めるものとし、その場合は、参加表明書提出時に、その旨の誓約書【様式10】【様式10別紙】を提出すること。

- (2) 提出書類等の取扱い
- ア 提出書類等は返却しない。
 - イ 提出書類等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲において複製することがある。
 - ウ 提出書類等は、本業務の目的を達成するために必要な範囲を超えて、無断で使用しない。
 - エ 提出書類等は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある。
 - オ 提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 結果についての異議申立ては受け付けない。
- (4) 電子メール等の通信事故については、本組合はいかなる責任も負わない。
- (5) 本募集要項に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、北薩広域行政事務組合財務規則（昭和58年北薩広域行政事務組合規則第17号）第2条により準用する出水市契約規則（平成18年出水市規則第49号）、その他関係法令の定めるところによる。